

申告に必要なもの ～申告会場に行く前にチェックしましょう～

- 「マイナンバーカード」又は「通知カード+身分証明書（運転免許証、健康保険証など）」
※顔写真のない身分証明書は2種類必要です
- 給与、退職金、公的年金などの源泉徴収票（原本）※給与所得者・年金所得者
- 収支内訳書（収入と支出の分かる帳簿、領収書）※事業所得（農業、営業など）・不動産所得者
- 所得控除の証明書（医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料の支払証明書など）
- 還付金の振込先（金融機関、支店、種別、口座番号）が分かるもの（本人名義の口座に限る）
※還付申告の人のみ
- 税務署からのお知らせハガキ ※届いた人のみ
- 利用者識別番号が分かる書類 ※取得手続きが済んでいる人

申告に関連するお知らせ

税法上で扶養されている人へ

税法上で扶養されている人でも非課税証明書を発行できますが、所得額の記載の無い証明書になります。所得額が記載された証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

【問】 収税課（本庁2階） ☎24-2316

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入の世帯へ

保険料（料）の軽減制度や医療費の自己負担限度額（月額）の所得区分を判定するため、収入が0円でも市民税・県民税申告が必要です。

※市内在住の被扶養者は除く。

【問】 医療保険課（本庁1階） ☎24-2103

自立支援医療制度を申請している人へ

自立支援医療制度を申請している人は、自己負担上限月額決定のため、申請者と同一世帯で同じ保険制度を利用している人の市民税・県民税の申告が必要です。

【問】 障がい福祉課（本庁1階） ☎24-2105

マイナンバーカードの申請窓口

マイナンバーカードの申請を受け付けています。

- ▶申請窓口＝市民課、各支所、川島出張所
- ▶受付日時＝午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）
木曜日は午後7時まで（本庁のみ）

【問】 市民課（本庁1階） ☎24-2101

所得税の確定申告をする人へ

今回から 利用者識別番号が必要です

利用者識別番号とは、確定申告データを市から税務署に引き継ぐために必要な16桁の番号です。

- 番号を取得済みの人
番号が分かる書類を持参してください。
- 番号を取得していない人
申告会場での職員が代行して取得します。
時間に余裕を持って会場にお越しください。

パソコン・スマホからできる e-Tax をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、ご自宅から24時間いつでも確定申告書を作成、提出ができるe-Taxをぜひご利用ください。詳しくはホームページをご覧ください。



■ 会場にお越しになる人へのお願い ■



発熱の症状がある人や体調の優れない人は、無理をせずに後日改めてご来場ください。ご協力をお願いします。

令和4年度（令和3年分）

【問】 市民税課（本庁2階） ☎24-2113

所得税・市民税・県民税の申告

申告
期間

2月7日(月)～3月15日(火)
※土曜・日曜、祝日を除く

会場
時間

裏表紙を
確認して
ください

市民税・県民税の申告が必要な人

- ①事業（農業・営業など）・不動産（地代・家賃）などの所得がある人
- ②給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない人、給与を2か所以上から受けた人、給与以外の所得がある人
- ③雑所得（個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材センターからの報酬など）や一時所得（当選金、生命保険の満期金など）がある人
- ④公共事業（土地収用）などのために土地を譲渡した人
- ⑤収入が無く（収入が障害年金・遺族年金など非課税所得のみの人を含む）、税法上の扶養になっていない人
- ⑥税法上の扶養になっている人のうち、扶養主が本市以外に住んでいる人

申告フローチャート ～申告が必要かどうか確認してみましょう～

